

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(土曜日が休日に  
なるとその日  
の翌日)

## 目 次

- ◆ 告 白  
実施 平成四年度鳥取県職員採用初級試験(高校卒業程度)の  
実施 平成四年度鳥取県警察官採用(B)試験(高校卒業程度)  
の実施 平成四年度鳥取県婦人警察官採用試験の実施

## 公 告

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成4年8月3日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

### 1 試験の名称

平成4年度鳥取県職員採用初級試験(高校卒業程度)

### 2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
一般事務	12名程度
学校事務	6名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

### 3 対象となる職

一般事務にあつては知事の事務部局等に、学校事務にあつては市町村立小・中学校又は県立学校に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

### 4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 124,900円のほか諸手当が支給されます。

### 5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第281号)第16条の規定により地方公務員となることのできない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
一般事務	昭和46年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた者
学校事務	昭和44年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた者

- 6 第一次試験
- (1) 試験種目 教養試験(多枝選択式)及び適性試験(多枝選択式)
- (2) 試験の期日 平成4年9月27日(日)
- (3) 試験の場所 鳥取県立鳥取西高等学校 鳥取市東町二丁目112  
鳥取県立米子西高等学校 米子市大谷町200
- 7 第二次試験
- (1) 試験種目 作文試験、面接試験(個別面接)、適性検査及び身体検査
- (2) 試験の期日 平成4年10月30日(金)
- (3) 試験の場所 鳥取県庁
- 8 合格者の発表
- (1) 第一次試験合格者 平成4年10月15日(木)(予定)に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220)及び第二庁舎(鳥取市東町一丁目271)の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。  
なお、合格者には、書面で通知する。
- (2) 最終合格者 平成4年11月13日(金)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。
- 9 なお、合格者には、書面で通知する。  
採用候補者名簿及び採用方法  
試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき、提示した者の中から行われる。
- 10 受験手続
- (1) 受験申込書の交付  
受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所等において交付する。
- (2) 受験の申込み  
受験希望者は、受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。
- (3) 受付期間及び受付時間  
ア 受付期間  
平成4年8月3日(月)から同年9月3日(木)まで。  
なお、郵送による申込みは、平成4年9月3日(木)までの消印のあるもの限り受け付ける。  
イ 受付時間  
8時30分から17時まで。ただし、土曜日及び日曜日は、受け付けない。
- 11 その他
- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便により行う場

合には、72円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。  
(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照のこと。

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）  
第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成4年8月3日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

- 1 試験の名称  
平成4年度鳥取県警察官採用（B）試験（高校卒業程度）
- 2 採用予定者数  
2名程度  
(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。
- 3 対象となる職  
警察に勤務する公安職給料表1級係員（巡査）の職
- 4 給与  
この試験に合格し、採用された者には、原則として、給料月額141,000円のはか諸手当が支給される。
- 5 受験資格

昭和40年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた男子（学校教育

育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は当該大学若しくは学校を平成5年3月31日までに卒業する見込みの者を除く。）。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第一次試験

(1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）及び作文試験

(2) 試験の期日

平成4年9月20日（日）

(3) 試験の場所

鳥取県立鳥取西高等学校 鳥取市東町二丁目112

鳥取県立米子西高等学校 米子市大谷町200

7 第二次試験

(1) 試験種目

面接試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査。

なお、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

平成4年11月1日（日）及び2日（月）

(3) 試験の場所

鳥取県庁

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成4年10月15日（木）（予定）に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一

丁目220) 及び第二庁舎(鳥取市東町一丁目271)の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成4年11月13日(金)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、この名簿に基づき、提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所、鳥取県警察本部警務部警務課、県内の各警察署、警察官派出所及び警察官駐在所等において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成4年8月3日(月)から同年9月3日(木)まで。

なお、郵送による申込みは、平成4年9月3日(木)までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 受付時間

8時30分から17時まで。ただし、土曜日及び日曜日は、受け付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便により行う場合には、72円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照のこと。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。
胸囲	78センチメートル以上であること。
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、矯正視力が1.0以上であること。
弁色力	正常であること。
聴力	正常であること。

一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成4年8月3日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

1 試験の名称

平成4年度鳥取県婦人警察官採用試験

2 採用予定者数

4名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

警察に勤務する公安職給料表1級保員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として、給料月額141,000円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

昭和40年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた女子。ただし、

日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第一次試験

(1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）及び作文試験

(2) 試験の期日

平成4年9月20日（日）

(3) 試験の場所

鳥取県立鳥取西高等学校 鳥取市東町二丁目112

鳥取県立米子西高等学校 米子市大谷町200

7 第二次試験

(1) 試験種目

面接試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

平成4年11月1日（日）及び2日（月）

(3) 試験の場所

鳥取県庁

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成4年10月15日（木）（予定）に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成4年11月13日(金)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、この名簿に基づき、提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所、鳥取県警察本部警務部警務課、県内の各警察署、警察官派出所及び警察官駐在所等において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成4年8月3日(月)から同年9月3日(木)まで。

なお、郵送による申込みは、平成4年9月3日(木)までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 受付時間

8時30分から17時まで。ただし、土曜日及び日曜日は、受け付け

ない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便により行う場合には、72円切手をはった、おて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照のこと。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検 査 項 目	基 準
身 長	155センチメートル以上であること。
体 重	45キログラム以上であること。
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、矯正視力が1.0以上であること。
弁 色 力	正常であること。
聴 力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。